

タイに入国できるのは、有効な VISA をお持ちの方、または有効な Re-Entry Permit (再入国許可証) をお持ちの方です。

■**有効な VISA** とは、有効期限が切れていない VISA のことです。在外タイ王国大使館もしくは総領事館にて発行され、パスポート内に貼付されます。



1. VISA の有効期限

「Valid Until (有効期限)」の日付までに、タイへ入国することができます。パスポート内にある VISA の有効期限をご確認ください。

2. VISA の使用可能回数

—Single (シングル) の場合、有効期限までに一度のみ使用可能です。既に一度使用して入国したことがある方は、新たな VISA の申請が必要です。

—Multiple (マルチプル) の場合、有効期限までに何度でも使用可能です。有効期限がある場合、新たな VISA の申請は必要ありません。

■有効な Re-Entry Permit (再入国許可証) とは、有効期限の切れていない Re-Entry Permit (再入国許可証) のことです。タイで就労もしくは滞在していた方で、出国前に Re-Entry Permit (再入国許可証) を取得することができ、パスポート内にタイ入国管理局にて印字されます。



1. Re-Entry Permit (再入国許可証) の「Valid Until (有効期限)」の日付までに、タイへ再入国することができます。Re-Entry Permit (再入国許可証) の有効期限をご確認ください。

2. Re-Entry Permit (再入国許可証) の使用可能回数
- Single (シングル) の場合 : 有効期限までに一度のみ使用可能です。既に一度使用して入国したことがある方は、新たな VISA の申請が必要です。
 - Multiple (マルチプル) の場合 : 有効期限までに何度でも使用可能です。有効期限がある場合、新たな VISA の申請は必要ありません。

有効な VISA をお持ちでない、もしくは有効な Re-Entry Permit (再入国許可証) をお持ちでない方は、タイ王国大使館にて VISA の申請が必要です。必要書類をご確認ください。
※発行済みの VISA の有効期限内にタイに入国できなかった場合は、いかなる理由であれタイ大使館は VISA の再発行、有効期限の延長、申請料の返金は致しません。